⑵① 単体の場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事を有している者であること。）であること。

ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。

③ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者であること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷ 施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

① 単体

求める実績１

コンクリート床版の新設又は取替を行った工事

注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

求める実績２

供用中の国道又は供用中の自動車専用道路において橋梁（上部工又は下部工※）の補強を実施した工事

※支承の補強工・支承の取替工を含む

② 特定建設工事共同企業体（甲型）の場合

②―１ 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

コンクリート床版の新設又は取替を行った工事

注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

求める実績２

供用中の国道又は供用中の自動車専用道路において橋梁（上部工又は下部工※）の補強を実施した工事

※支承の補強工・支承の取替工を含む

②―２ 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

橋梁上部工を架設した工事

注）固定支保工による架設は除く。橋種・形式は問わない。

求める実績２

供用中の道路において、橋梁（上部工又は下部工※）の補強を実施した工事

※支承の補強工・支承の取替工を含む

③ 特定建設工事共同企業体（乙型）の場合

⒜ 橋梁補修工事の有資格者の構成員のうち、以下の求める実績１を有するもの

求める実績１

コンクリート床版の新設又は取替を行った工事

注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種・形式も問わない。

⒝ 橋梁補修工事の有資格者の構成員のうち、以下の求める実績２を有するもの

求める実績２

供用中の国道又は供用中の自動車専用道路において橋梁（上部工又は下部工※）の補強を実施した工事

注）支承の補強工・支承の取替工を含む

⑸ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が記４⑶①申請書提出期間までに提出されていること。

④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。